高知県水道ビジョン推進委員会設置要綱

（目的）

第１条　高知県水道ビジョンの推進に当たり、本ビジョンの実現方策の進捗状況や目標の達成状況、県内水道を取り巻く環境の変化等を踏まえ、ビジョンの推進を図るフォローアップを実施するため、「高知県水道ビジョン推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（役割）

第２条　委員会は、高知県水道ビジョンに係る次の事項について審議する。

（１）実現方策の推進に向けたスケジュールに関すること。

（２）実現方策の推進に向けた進捗確認に関すること。

（３）実現方策の推進に向けた課題の確認・共有に関すること。

（４）その他、水道ビジョン推進に関する必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者によって組織する。

２　水道行政に関する知識・経験を有する者その他適当と認める者を委員として知事が委嘱する。

３　委員長が必要と認めた者をオブザーバーとして意見を求めることができる。

（委員会）

第４条　委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

３　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

４　委員会は、委員長が招集する。

５　委員が委員会の会議に出席できない場合には、当該委員が推薦する者を代理人として出席させることができる。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、令和 10 年３月 31 日までとする。

２　委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、高知県土木部公園上下水道課が行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則　この要綱は、令和２年 10 月 21 日から施行する。

附則　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則　この要綱は、令和４年９月 30 日から施行する。

附則　この要綱は、令和５年 10 月 31 日から施行する。

附則　この要綱は、令和６年９月 26 日から施行する。

附則　この要綱は、令和８年 10 月２日から施行する。